

下水道使用料の徴収漏れについて

斐川地域の一部世帯において、下水道使用料の徴収漏れが判明しました。

これを受け、同様の案件がないか調査を行いましたので、現時点での状況を報告します。
不適切な事案があったことを深くお詫びしますとともに、再発防止に向けて万全を期してまいります。

1. 経過

平成 31 年 4 月 18 日、下水道の接続率算定のため、接続済世帯の確認作業を行うにあたり、従来の排水設備台帳を基にした確認に加え、集合住宅については作業性を考慮し、料金システムの登録状況を基に確認を行ったところ、下水道に接続済みの集合住宅において、下水道使用料の請求が行われていない世帯（上水道のみの賦課）があることが判明しました。

これを受け、斐川地域の下水道宅内排水設備工事完了済みの全件について、下水道の接続状況及び下水道使用料の徴収状況の確認を行うこととしました。

現段階において、集合住宅の全件（2,443 世帯）及び平成 26 年度以降に排水設備の完了届が提出された戸建住宅等 1,306 件について調査を終了しています。

2. 調査結果

調査の結果、26 件、1,718,074 円の下水道使用料について徴収漏れがあることを確認しました。

集合住宅	19 件	751,689 円
戸建住宅等(事業所含む)	7 件	966,385 円
計	26 件	1,718,074 円

3. 原因

斐川地域の下水道使用料は、斐川宍道水道企業団（以下、企業団）に徴収を委託しており、以下の手順でシステム登録を行って下水道使用料の賦課・徴収を行っています。

※別紙、「下水道使用料賦課の流れ」参照

- ① 宅内排水設備工事が完了し、下水道使用開始届が提出されると、旧斐川下水道事務所（現東部上下水道事務所）から企業団へ料金システムの登録依頼
- ② 企業団で水道の使用状況を確認のうえ、開栓(使用開始)されているものについてシステム登録し、賦課、徴収（この段階で集合住宅の空き部屋等、閉栓状態のものは未登

録となる)

【閉栓状態の場合】

- ③ 水道の開栓（使用開始）が行われたものについて、企業団から旧斐川下水道事務所へ確認を依頼
- ④ 旧斐川下水道事務所下水道の接続の有無を確認の上、企業団へ回答
- ⑤ 回答を基に企業団でシステム登録し、下水道使用料を賦課、徴収

- ・調査の結果、下水道の宅内排水設備工事完了から上水道の使用開始（開栓）までにタイムラグが発生しやすい集合住宅及び建売住宅の漏れが大半であったことから、上記手順④において、旧斐川下水道事務所の確認及び企業団への回答の段階で漏れが発生したものと推測されます。
- ・現在の登録手順は上水道の開閉栓に合わせて行う方法であるため、確認、回答等の事務が煩雑となっていたことも要因と推測されます。
- ・システム登録及び確認の依頼から回答までの一連の事務手続において、企業団、旧斐川下水道事務所相互で、データの収受及び事務処理の完了確認が行われていなかったことなど、チェック体制が十分でなかったことも要因と推測されます。

なお、斐川地域以外（出雲市上下水道局分）においては、上記手順②の段階で、上水道の状態（開栓、閉栓）に関わらず下水道接続済みの登録を行っており、同様の案件は発生しません。

4. 今後の対応について

- ・今回徴収漏れが判明した26件については、該当の方へお詫びするとともに、状況を丁寧にご説明し、本来ご負担いただくべきであった下水道使用料をお支払いいただくようお願いしていきます。
- ・現在未確認のものについては、引き続き下水道使用料の賦課徴収状況の確認を行い、その結果を報告いたします。（対象約6,000件）

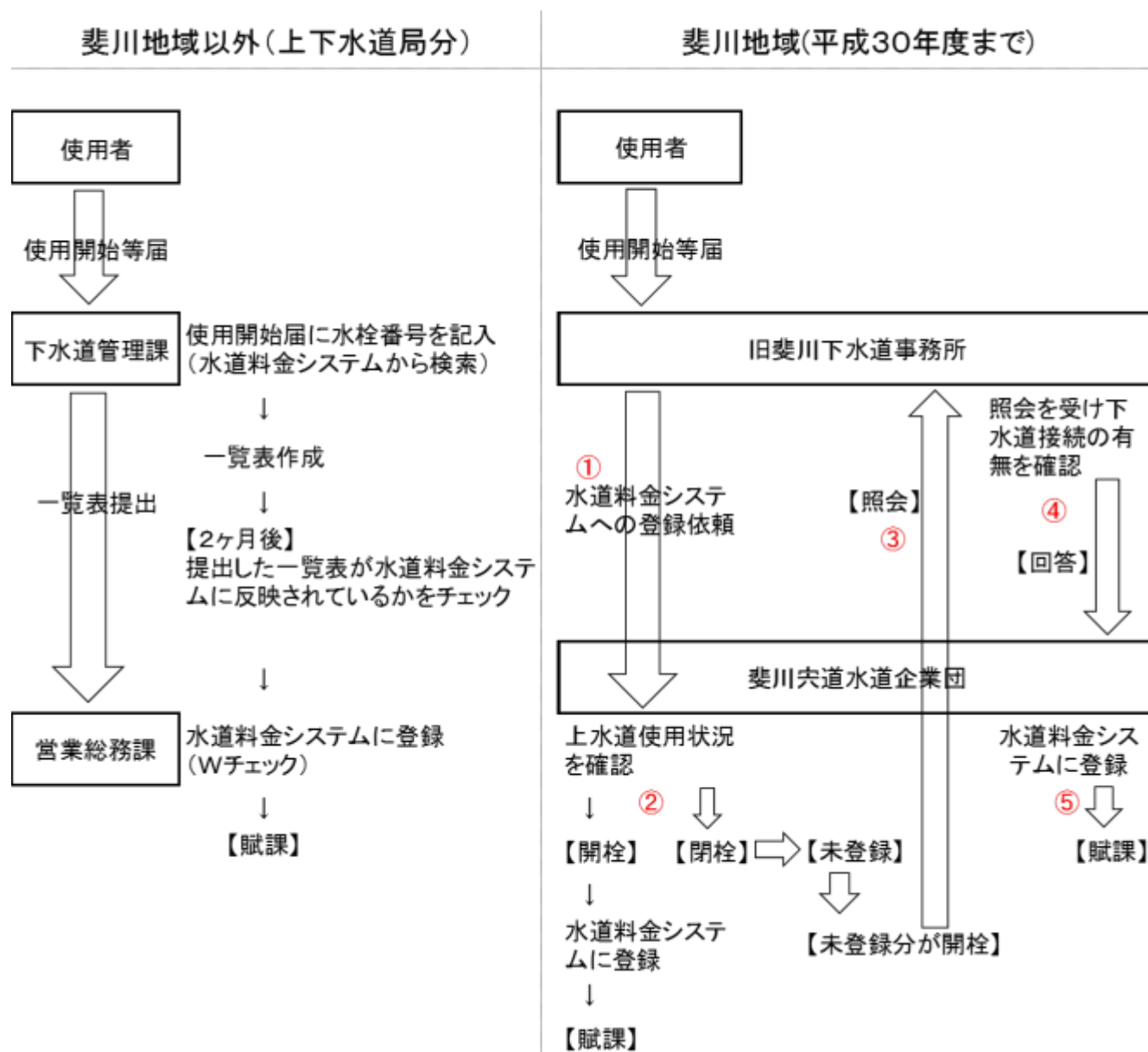
5. 再発防止策について

○料金システムへの登録について、上水道の開閉栓に合わせて行う従来の方式を見直し、下水道宅内排水設備工事完了に伴う料金システムへの登録依頼の段階で、上水道の状態（開栓、閉栓）に関わらず、下水道接続済みの情報をシステム登録するよう手順を改めました。

これにより、上水道の開栓と同時に下水道使用料の徴収ができるようになり、漏れが防止できます。

○企業団へ依頼したシステム登録データについては、完了報告を求めるとともに、登録依頼時及び完了時に東部上下水道事務所で複数人による確認を行い、漏れの少ないようチェック体制を強化します。

【参考】下水道使用料賦課の流れ



- ・ 令和元年度から、平田上下水道事務所と斐川下水道事務所を統合し「東部上下水道事務所」としました。
- ・ 下水道使用料賦課方式については、上下水道局方式（上記左）に統一することとし、4月使用開始分から実施しています。